

# 盛岡市立永井保育園移管申込書

盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

電 話

本法人は、盛岡市立永井保育園の設置、運営の移管を受けたいので、関係書類を添付し、申し込めます。

なお、本法人への移管が決定された場合は、移管の条件等をすべて遵守するとともに、申込みの撤回を行わないことを確約します。

## 法人概要説明書

法人名	
代表者名	
所在地	
認可年月日及び番号	年 月 日 第 号
法人の沿革 (事業開始に至る経緯及び開始後から現在に至る経緯)	
法人の基本理念, 考え方	

### 法人の事業

第1種社会福祉事業	
施設種別	
施設名	
事業開始年月日	
定員等	
施設種別	
施設名	
事業開始年月日	
定員等	
第2種社会福祉事業	
事業名	
事業内容	
事業開始年月日	
事業名	
事業内容	
事業開始年月日	
公益事業	
事業名	
事業内容	
事業開始年月日	
収益事業	
事業名	
事業内容	
事業開始年月日	



## 法人の資産状況（平成28年4月1日現在）

資産の保有状況			基本財産（土地）
所在地			
地目	地積	m <sup>2</sup>	
用途	権利設定		
所在地			
地目	地積	m <sup>2</sup>	
用途	権利設定		
所在地			
地目	地積	m <sup>2</sup>	
用途	権利設定		
所在地			
地目	地積	m <sup>2</sup>	
用途	権利設定		
所在地			
地目	地積	m <sup>2</sup>	
用途	権利設定		
基本財産（建物）			
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
用途		権利設定	
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
用途		権利設定	
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
用途		権利設定	
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
用途		権利設定	
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	m <sup>2</sup>
用途		権利設定	

(注)「権利設定」欄には、不動産に抵当権等の権利を設定されている場合にその内容と極度額を記載してください。

## 法人の資産状況

資産の保有状況		その他の財産（土地）	
所在地			
地目	地積	㎡	
用途	権利設定		
所在地			
地目	地積	㎡	
用途	権利設定		
その他の財産（建物）			
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	㎡
用途		権利設定	
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	㎡
用途		権利設定	
所在地		竣工年月	年 月
構造		延べ面積	㎡
用途		権利設定	

(注)「権利設定」欄には、不動産に抵当権等の権利を設定されている場合にその内容と極度額を記載してください。

借地借家の状況		(土地)	
所在地			
所有者	法人との関係		
地目	地積	㎡	
用途	権利設定		
所在地			
所有者	法人との関係		
地目	地積	㎡	
用途	権利設定		
(建物)			
所在地			
所有者	法人との関係		
構造	延べ面積	㎡	
用途	権利設定		
所在地			
所有者	法人との関係		
構造	延べ面積	㎡	
用途	権利設定		

(注)「権利設定」欄には、不動産に地上権、貸借権等の権利を設定されている場合にその内容を記載してください。

## 保育所運営の状況 (平成28年4月1日現在)

保育所名及び所在地						
開業年月日	年 月 日 (認可年月日 年 月 日)					
施設長名						
最低基準職員数	施設長					
	人	人	人	人	人	人
実職員数	施設長					
	人	人	人	人	人	人
保育士の経験年数 ※施設職員に保育士がいる場合	10年以上	7年以上 10年未満	5年以上 7年未満	3年以上 5年未満	1年以上 3年未満	1年未満
	人	人	人	人	人	人
施設運営方針						
入所児への 処遇上の配慮						
職員処遇の充実 ・士気高揚策						
研修の実施状況						
地域交流・地域貢献						
保育所の特徴						

(注1) 施設長及び主任保育士については、履歴書を添付してください。

(注2) 複数の保育所を運営している場合は、保育所ごとに作成してください。





(様式3)

## 応募理由及びアピールしたいこと

(自由記述)

(様式4)

# 事業計画書

現在の保育園名	盛岡市立永井保育園		移管前の定員	90人			
移管後の保育園運営の基本事項についての考え方							
移管後の保育園名	永井保育園						
移管後の定員・年齢別受入数(定員は100人を基本とします。)	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	人	人	人	人	人	人	人
基本開所時間	午前 7時 から 午後 6時 まで						
休園日	<ul style="list-style-type: none"> <li>休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日、30日、31日とすること。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>						
移管後の職員配置計画及び円滑な引継についての考え方							
就業規則，給与規程(退職手当を含みます。)，給料表を添付してください。							
配置職員数	人						
保育士・調理員の配置基準等	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	調理員
	: 1	: 1	: 1	: 1	: 1	: 1	人
職種別配置数 ※①+②+③ (注)非常勤・臨時職員数を( )書きで再掲してください。	施設長	副施設長	主任保育士	保育士	保健師	看護師	栄養士
	人	人	人	人	人	人	人
	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
	調理員	事務員	用務員				合計
	人	人	人	人	人	人	人
	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)	( 人)
施設長の経験年数 ※履歴書を添付すること。	施設長の経験年数		社会福祉事業経験				
			年		月		
保育士の経験年数 ※既存施設からの異動予定者は履歴書を添付してください。また、未定の場合は、氏名の欄に新規採用予定と記入してください。 (経験年数は平成28年4月1日時点)	区分		氏名			経験年数	
	経験年数10年以上					年 月	
						年 月	
						年 月	
	経験年数5年以上					年 月	
						年 月	
						年 月	
						年 月	
						年 月	

①既存施設からの配置転換 (注)非常勤・臨時職員数を( )書きで再掲してください。	施設長	副施設長	主任保育士	保育士	保健師	看護師	栄養士
	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人
②移管前年度に採用する職員(注)非常勤・臨時職員数を( )書きで再掲してください。	調理員	事務員	用務員				合計
	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人
③移管年度の4月採用職員(注)非常勤・臨時職員数を( )書きで再掲してください。	施設長	副施設長	主任保育士	保育士	保健師	看護師	栄養士
	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人
既存施設との将来の人事交流(コメント)	調理員	事務員	用務員				合計
	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人	人 ( )人

引継保育について（平成29年4月1日時点）

引継保育派遣職員経験年数（1年未満切り捨て）	平成29年4月1日から3人				平成29年10月1日から3人		
	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士	保育士
	年	年	年	年	年	年	年

職員採用計画（現に永井保育園に勤務している非常勤保育士等の採用計画について）	

特別保育事業について

延長保育	平成 年 月 日から実施
	延長時間 午後6時 から 午後 時 分 まで
	延長保育料金 市と同額・市と別に定める 月額 円

<p>休日保育・病児保育（体調不良児対応型）</p> <p>実施についての考え方などについて記述してください。</p>	
<p><b>その他について</b></p>	
<p>苦情解決制度について</p> <p>どのように苦情解決に取り組んでいるか記述してください。</p>	
<p>福祉サービスの第三者評価制度への取組について</p> <p>今後の取組予定について記述してください。</p>	<p>平成 年 月から実施</p>
<p>保護者負担金</p> <p>保護者負担金を徴収する予定があるか。ある場合はその内容を記述してください。</p>	
<p>給食</p> <p>栄養給与目標値をどのように設定し、それをどのように献立に反映するか。アレルギーを持つ児童への対応，食育に対する取組，土曜日の給食の提供について記述してください。</p>	
<p>個人情報の取扱いについて</p> <p>個人情報の取扱いの考え方や方法などについて記述してください。</p>	

ここからは、移管後の保育所運営について記入していただきます。

(様式5の1)

### 保育方針について

園の基本的な方針や理念（特に大切にしたいことなど）を記述してください。

(自由記述)

### 保育目標について

厚生労働省の「保育所保育指針」や上記の保育方針に基づき、どのような保育目標を具体的に設定するかを記述してください。

(自由記述)

(様式5の2)

## 保育内容について

原則として、保育内容を含め市立保育所の運営方法等を引き継ぐことを移管の条件としていますが、保育を実施するにあたり、一日の「あそび」や「活動」の中で、園として実施したい具体的な内容など、創意工夫による独創的かつ個性的な運営を目指すために配慮する点やその取組について記述してください。

(自由記述)

(様式5の3)

## 年間行事の実施について

保育所における一年間の行事を行うにあたっての考え方について記述してください。また、将来保護者の方の同意を得たうえで、新たに実施したい行事などがありましたら併せて記述してください。

(自由記述)

## 園の安全対策，衛生管理について

交通安全指導や避難訓練等の安全対策や食中毒防止，カゼや人に伝染する疾病などの予防対策など，児童の安全と健康に配慮した保育所の運営についての考え方を記述してください。

(自由記述)

(様式 5 の 4)

## 発達支援児保育について

盛岡市では、全ての保育所で、集団保育になじむ中・軽度の発達支援児の保育を行っています。移管後の保育所においても引き続き発達支援児の保育を実施することとしておりますが、発達支援児保育の実施にあたっての考え方について記述してください。

(自由記述)

## 保護者とのコミュニケーション及び保護者会との関係について

保育を実施するにあたり、保護者との日常のコミュニケーションや保護者会との話し合いに対する考え方について記述してください。

(自由記述)



(様式5の5)

## 地域活動への取組について

未就園児，小中学校，町内会・自治会，老人クラブなどの地域住民や各種団体との交流についての考え方や方法があれば記述してください。

(自由記述)

## 職員研修について

職員の資質の向上のために，研修が必要だと考えています。このことについて，どのように考え，どのように取り組む予定であるか，その方法や考え方があれば記述してください。

(自由記述)



(様式 7)

## 移管条件等の適合確認票

(法人名

)

【法人の条件】		該当する方を○ で囲んでください	市 ☑ 欄
(1)	岩手県内に法人本部がある社会福祉法人・学校法人・公益財団法人であること。	該当する 該当しない	<input type="checkbox"/>
(2)	岩手県内において認可保育所又は幼保連携型認定こども園を設置運営している実績があること。	該当する 該当しない	<input type="checkbox"/>
(3)	移管を受けた場合、法人自らが保育所を運営すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(4)	移管を受けた場合、各法人等において既に運営している保育所又は幼保連携型認定こども園を廃止又は休止する予定がないこと。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(5)	移管を受けた保育所において、保育以外の目的に使用することはないこと。 (注：保護者との懇談，施設職員の研修などは保育の目的と認められます。)	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
【運営等の条件】			
(関係法令の遵守)			
(1)	関係諸法令を遵守し、市の指導に従うこと。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(保育時間と休園日)			
(2)	通常の保育時間は午前7時から午後6時までとすること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(3)	通常保育における休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日、30日、31日とすること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(定員及び受入年齢)			
(4)	移管後の定員は100人を基本とすること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(5)	0歳児（生後8週）から5歳児まで受け入れること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(職員配置)			
(6)	園長は、社会福祉事業に従事した経験を5年以上有し、児童福祉に熱意のある者とすること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(7)	保育士のうち最低1名は、10年以上の保育経験を有する者とすること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(8)	保育士の3分の1以上（園長、上記の10年以上の保育経験を有する者を含む。）は、5年以上の保育経験を有すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(9)	乳児保育を行うにあたっては、看護師等を配置し、乳幼児の健康管理に努めること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>

(10)	栄養士を配置することとし、乳幼児の栄養管理や食育を進めること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(11)	食数に応じて必要な調理員を配置すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>(保育内容の継承・特別保育事業等)</b>			
(12)	保護者の意見要望等を取り入れながら、対象保育所の保育の内容を継承すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(13)	延長保育は、最低限午後8時まで実施すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(14)	集団保育が可能な障がいのある子ども（発達支援児）を原則として受け入れること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>(行事)</b>			
(15)	原則として、移管前の年間行事を継承すること。また、行事の変更、その他の行事の実施については、保護者の同意を得て行うこと。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(16)	地域活動事業として月1回以上の保育所の開放を行うこと。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>(給食・保健衛生)</b>			
(17)	給食は、自園調理方式を採用すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(18)	給食の提供にあたっては、児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画に基づき、児童の体調や食物アレルギーに対する除去食等の実施など個別事情に十分配慮すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(19)	「食育基本法」や「保育所における食育に関する指針」に基づいて各年齢の発育・発達段階に応じた食育に取り組むこと。また、献立の提示や展示食を実施するなど児童・保護者に対する栄養指導に努めること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(20)	給食施設・設備をはじめ、施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(21)	園児に対しては、年2回の健康診断や年1回の眼科・耳鼻科・歯科健診など、当市の定める健診等を必ず実施するとともに、嘱託医等との連携を十分図ること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>(費用の徴収)</b>			
(22)	園児に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育料、特別保育の利用料その他市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めないこと。 ただし、保育サービスの対価として必要と判断する場合は、保護者とよく協議し、理解を得てから実施すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>

<b>(職員研修)</b>			
(23)	職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>(保護者等との懇談等)</b>			
(24)	保護者との懇談を適宜開催し保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意を持って対応すること。 また、苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>(その他)</b>			
(25)	既設の保育所又は幼保連携型認定こども園を廃止しないこと。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(26)	移管後5年以内に第三者評価事業に取り組むように努め、評価の結果を公表すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(27)	運営に当たり、地元自治会、周辺住民等と十分な意見調整を行うこと。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(28)	盛岡市保育所協議会、盛岡市私立保育所協会への加入について配慮すること。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
<b>【引継保育について】</b>			
(1)	平成29年4月から、移管後引続き保育を行う保育士3人（うち1人は主任保育士）を派遣することができる。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>
(2)	平成29年10月から、移管後引続き保育を行う保育士3人を追加して派遣することができる。	適合できる 適合できない	<input type="checkbox"/>

移管条件等への適合については、以上のとおり相違ありません。

法人名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)